



空き家



空き家になる前の備え

空き家になってからの管理・活用など準備しましょう

相談できる窓口があります

東久留米市では専門的なアドバイスを無料で相談できる、相談窓口を設置しています
(相続などの手続き・不動産・建物・敷地境界・融資・維持管理など)

まずは、市環境政策課 (☎ 042-470-7753) へ相談!



空き家を危険な状態で放置すると…

固定資産税等の額が大幅 (約4倍) に上昇します

空き家を危険な状態等で放置し、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく勧告を受けると、その空き家の敷地にかかる住宅用地特例が解除されて、固定資産税等の額が大幅に上がります。

空き家の管理不全が原因となり…

近隣住民などがケガをする恐れがあります

空き家の管理不全が原因となって近隣住民などがケガをした場合、空き家所有者は「民法第717条」による損害賠償責任を負う可能性があります。

詳しくは
東久留米市
環境安全部環境政策課
☎ 042-470-7753



なにかから
始めよう?

裏面へ

家族やご近所が困らないように 空き家になる前に早めの準備をしましょう

家を引き継ぐ人・管理する人 を決める

基本的なことが決まっていないと、家族や親族が大変な時期に、更に負担をかけることとなります。空き家になった後の対応をスムーズに行えるように、相続方法や遺言等について話し合っておくことも一つの方法です。



ご近所や自治会等と 連絡先を交換する

家を使わなくなっても、管理は必要です。手入れしないと知らないうちにご近所迷惑になることがあります。誰に連絡したらいいかわからないことで、不安や不信を抱く方もいます。家や庭の管理についてご近所の方は伝えたいことがあるかもしれません。異常があった際に連絡を取り合えるよう、管理する方はご近所と連絡先を交換しておくことが望ましいでしょう。

家の今後（使用・売却・ 賃貸・解体など）を伝える

どうするかが決まっていると、早くから行動できるので、維持管理の手間や費用の負担が軽減されるといったメリットもあります。



湧水の妖精
るるめちゃん
東久留米市地域資源PRキャラクター

空き家について相談できる窓口があります
まずは、市環境政策課（☎ 042-470-7753）へ相談！



空き家の片づけ情報



・ごみの出し方

引越しや遺品整理等に伴い、家庭から一時的に多量に出る家財道具をはじめとした「ごみ」は適切に処理してください。

（ごみ対策課 ☎ 042-473-2117）

東久留米 遺品 ごみ



空き家に関する制度

・ 空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除
相続された空き家を約3年以内に売却した場合、その譲渡所得を控除する制度。利用には条件があります。（国土交通省）



・ 東京都ワンストップ相談窓口

東京都では空き家の利活用等について無料のワンストップ窓口を設置しています



詳しくは 東久留米市環境安全部環境政策課 ☎ 042-470-7753

まずは環境政策課に
ご相談ください!



湧水の妖精
るるめちゃん

東久留米市地域資源PRキャラクター

空き家



空き家になる前の備え

空き家になってからの管理・活用など準備しましょう

相談できる窓口があります

東久留米市では専門的なアドバイス無料で相談できる、相談窓口を設置しています
(相続などの手続き・不動産・建物・敷地境界・融資・維持管理など)

まずは、市環境政策課 (☎ 042-470-7753) へ相談!



空き家を危険な状態で放置すると…

固定資産税等の額が大幅 (約4倍) に上昇します

空き家を危険な状態等で放置し、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく勧告を受けると、その空き家の敷地にかかる住宅用地特例が解除されて、固定資産税等の額が大幅に上がります。

空き家の管理不全が原因となり…

近隣住民などがケガをする恐れがあります

空き家の管理不全が原因となって近隣住民などがケガをした場合、空き家所有者は「民法第717条」による損害賠償責任を負う可能性があります。

詳しくは
東久留米市
環境安全部環境政策課
☎ 042-470-7753



湧水の妖精
るるめちゃん

なにから
始めよう?

裏面へ

家族やご近所が困らないように 空き家になる前に早めの準備をしましょう

家を引き継ぐ人・管理する人 を決める

基本的なことが決まっていないと、家族や親族が大変な時期に、更に負担をかけることとなります。空き家になった後の対応をスムーズに行えるように、相続方法や遺言等について話し合っておくことも一つの方法です。

ご近所や自治会等と 連絡先を交換する

家を使わなくなっても、管理は必要です。手入れしないと知らないうちにご近所迷惑になることがあります。誰に連絡したらいいかわからないことで、不安や不信を抱く方もいます。家や庭の管理についてご近所の方は伝えたいことがあるかもしれません。異常があった際に連絡を取り合えるよう、管理する方はご近所と連絡先を交換しておくことが望ましいでしょう。

家の今後（使用・売却・ 賃貸・解体など）を伝える

どうするかが決まっていると、早くから行動できるので、維持管理の手間や費用の負担が軽減されるといったメリットもあります。



これで
みんながひと安心！

空き家について相談できる窓口があります
まずは、市環境政策課（☎ 042-470-7753）へ相談！



空き家の片づけ情報



・ごみの出し方

引越しや遺品整理等に伴い、家庭から一時的に多量に出る家財道具をはじめとした「ごみ」は適切に処理してください。

（ごみ対策課 ☎ 042-473-2117）

東久留米 遺品 ごみ



空き家に関する制度

・ 空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除
相続された空き家を約3年以内に売却した場合、その譲渡所得を控除する制度。利用には条件があります。（国土交通省）



・ 東京都ワンストップ相談窓口

東京都では空き家の利活用等について無料のワンストップ窓口を設置しています



詳しくは 東久留米市環境安全部環境政策課 ☎ 042-470-7753